

十勝の魅力PR大使キャラクター使用マニュアル

■ 趣旨

十勝の魅力発信のために作成した「十勝の魅力PR大使」キャラクター（以下「キャラクター」という）を使用するための条件及び手続等、必要な事項を定める。

■ キャラクター名

十勝の魅力PR大使 12種類

- トッカー ○ キューちゃん ○ サイロウシ ○ かちくま
- キャロット婦人 ○ ファーマー男爵 ○ ハナックちゃん ○ オンヤドくん
- そばいぬ ○ トントンジョッキ ○ チーズギャルソン ○ スイーツ姫

■ 使用基準

キャラクターに関する一切の権限は、北海道十勝総合振興局に属しており、使用者がキャラクターを自己のものとして商標又は意匠として使用（登録）することはできない。

1 次の場合に、キャラクターを使用することができる。

- (1) 十勝地域の地方公共団体及び国の機関が使用する場合
- (2) 十勝地域の公益社団法人及び財団法人が使用する場合
- (3) 十勝地域の社会福祉協議会、商工会議所、商工会、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区及びその連合体が使用する場合
- (4) その他十勝地域の市町村が事務局を担う団体で、地域の振興を担うものが使用する場合
- (5) 十勝地域に居住する個人又は、所在する法人・団体が名刺、ホームページコンテンツに利用する場合で、営利を目的としない場合
- (6) 情報誌等が十勝のPRを目的に使用する場合
- (7) その他十勝総合振興局長が適当と認めた場合

2 次の場合は、キャラクターを使用することができない。

- (1) 特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合
- (2) 商品パッケージに使用するなど特定商品のPRとなる場合
- (3) 公序良俗に反すると認められる場合
- (4) 十勝地域のイメージを著しく損なうなど、不相当と認められる場合
- (5) キャラクターの使用趣旨及びこのマニュアルに反すると認められる場合

■ 使用手続

1 キャラクターを使用する場合は、「十勝の魅力PR大使」使用届出書【様式1】を事前に十勝総合振興局に提出すること。

ただし使用基準1(1)～(6)に該当する場合は、使用届出書の提出を不要とする。

2 十勝総合振興局は、届出書を受理してから2週間以内に、【様式2】又は【様式3】により、使用の諾否を届出者に通知する。

附則

この規程は、平成25年4月25日から施行する。